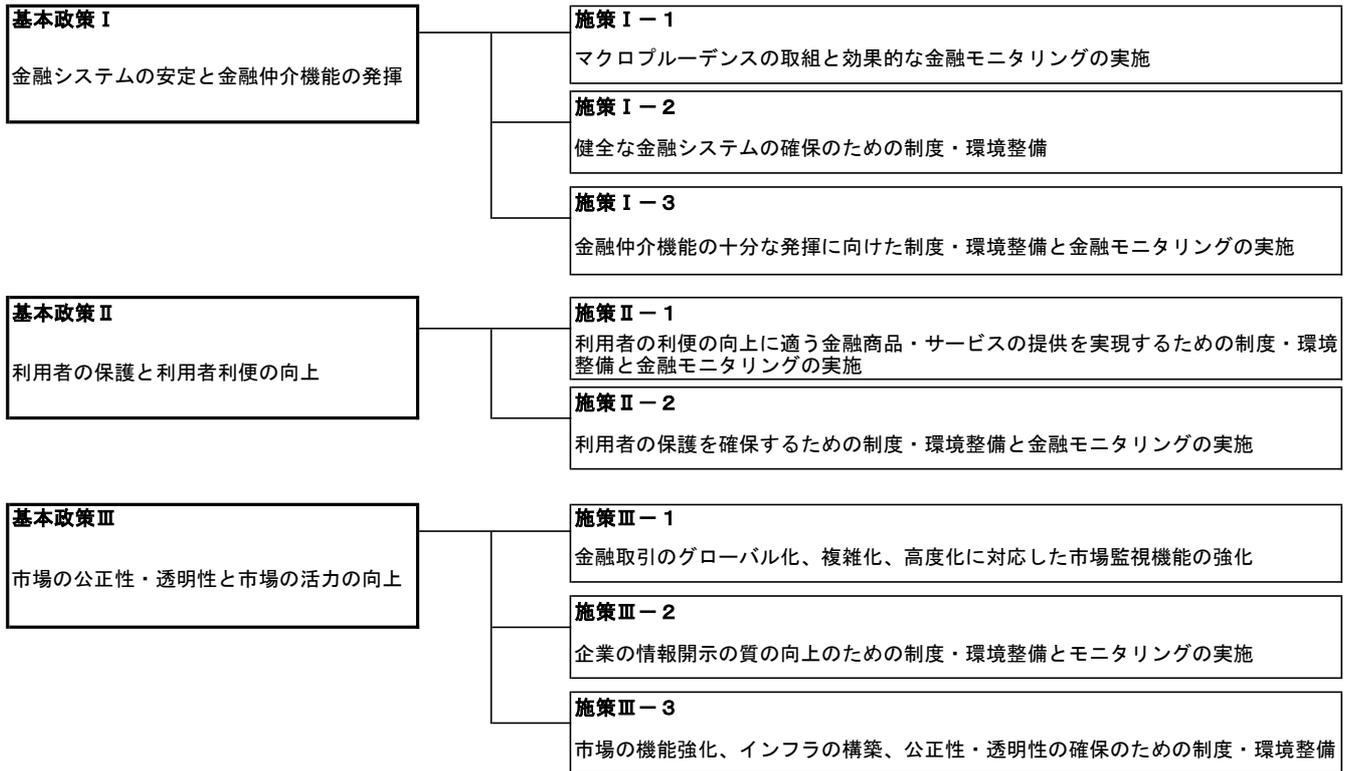


平成30年度実績評価書要旨

(評価対象期間:平成30年4月～31年3月)

令和元年 8月
金融庁

平成30年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



<横断的施策>

- 施策 1 (Measure 1): IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応 (Strategic response to environmental changes such as the advancement of IT technology).
- 施策 2 (Measure 2): 業務継続体制の確立と災害への対応 (Establishment of business continuity arrangements and response to disasters).
- 施策 3 (Measure 3): その他の横断的施策 (Other cross-cutting measures).

<金融庁の行政運営・組織の改革>

- 施策 1 (Measure 1): 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化 (Improvement of the Financial Services Agency's governance and strengthening of its comprehensive policy functions).
- 施策 2 (Measure 2): 検査・監督の見直し (Review of inspection and supervision).
- 施策 3 (Measure 3): 金融行政を担う人材育成等 (Human resource development for financial administration, etc.).

30 年度における各施策の評価結果(要旨)

基本政策Ⅰ 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮

施策Ⅰ－１ マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析した。

また、各業態の健全性指標の目標値を達成したほか、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、実践と方針に基づく金融モニタリングの実施や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施した。

施策Ⅰ－２ 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

【達成目標】

金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

国際的な議論を踏まえ、関連告示及び監督指針の改正等を実施したほか、名寄せデータの精度の維持・向上を図った。

しかしながら、国際合意を踏まえたバーゼルⅢの最終化に伴う関連告示等の整備、I A I Sで検討されているI C Sの進展を視野に入れた保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法についての検討等、引き続き取り組むべき課題がある。

施策 I - 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と 金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、金融仲介の改善に向けた検討会議で議論した内容等も踏まえ、金融機関の金融仲介の質の向上に向けた取組の実態把握の結果や、「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、金融機関の経営陣等や営業現場の責任者等との間で深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組を促した。その際、金融庁に組成した「地域生産性向上支援チーム」が地域に直接出向き、財務局と連携して、地域企業のほか、地方自治体、商工会議所等の地域経済エコシステムを形成する関係者とも関係を構築しつつ、地域経済・企業の実態把握や金融機関との対話等を行った。

また、「経営者保証に関するガイドライン」について周知・広報するとともに、ガイドラインの活用状況について実態調査を行った結果を公表し（30年6月）、これらを踏まえ、金融機関に対してガイドラインの積極的な活用や事業承継時における経営者保証への対応状況について、自主的な開示に取り組むよう促した。なお、30年度上期における、経営者保証に依存しない融資の割合は約19%（前年同期比+約2.5%ポイント上昇）、代表者の交代時に新・旧経営者の双方から保証を徴求している割合は約19%（前年同期比-約20%ポイント）となった。

金融機能強化法等に基づく資本参加金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表した（30年9月、31年3月）。また、計画の実施期間が終了した10の金融機関が作成した新しい経営強化計画等を公表した（30年9月）。

ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、オン・オフ一体のモニタリングを行い、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促した。また、早期警戒制度の具体的な検討を行った。

しかしながら、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、金融機関による金融仲介機能の更なる発揮に向けた取組を促していく必要がある。

基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上

施策目標Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

【達成目標】

国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

国民の安定的な資産形成の促進という観点から、顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、販売会社に対し、役員・本部及び営業店へのヒアリングを行う等、顧客本位の業務運営の浸透・定着状況についてモニタリングを実施したほか、金融庁及び金融機関の取組に対する顧客の評価を確認すべく、顧客意識調査を実施した。また、NISA制度の利便性向上の観点から、一時的な出国時の対応等に係る、税制改正要望を提出し、要望を実現したほか、金融リテラシー向上のための取組として、金融庁、財務局による出張授業を抜本的に拡充するなどの取組を行った。

このほか、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるという観点から、障がい者や高齢者の利便性向上に向けた取組を行った。

しかしながら、引き続き、つみたてNISAの利便性向上を図りつつ、その普及・定着や金融リテラシー向上に向けた取組を強化していくなど、国民の安定的な資産形成や顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に資するよう、施策を推進する必要がある。

施策目標Ⅱ－２ 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融サービスの利用者の保護が図られること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融サービスの利用者の保護の観点から、情報セキュリティ管理態勢及びサイバーセキュリティに係る態勢整備状況の検証や顧客本位の業務運営を促すべく保険会社等と対話を行うなど、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備を進めた。

暗号資産交換業者に対しては、実効性のある態勢整備及び適切な業務運営の確保に向け、これまでの検査・モニタリングで把握した実態等を踏まえたモニタリングを行うとともに、業務運営体制の実効性に関する登録審査の実施、無登録業者に対する対応、自主規制機関の認定等の取組を実施した。また、暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、引き続き関係省庁と連携し利用者に対する注意喚起を実施したほか、暗号資産ラウンドテーブルの実施等を通じた国際的な連携の強化を行った。更に、「仮想通貨交換業等に関する研究会」における必要な制度的対応の検討を踏まえ、法案の国会提出等を行った。

これらの取り組みに加え、投資用不動産向け融資に関するアンケート調査結果の公表や個別金融機関へのモニタリングを実施した。また、コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の基本的な考え方を示した「コンプライアンス・リスク管理基本方針」を公表し、各金融機関におけるコンプライアンス・リスク管理の実態把握を進めた。

基本政策Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

施策Ⅲ－１ 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

【達成目標】

市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

迅速・効率的な検査・調査を実施し、必要に応じて課徴金納付命令の勧告や、重大・悪質な事案については刑事告発を行うなど、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に貢献した。

また、国際機関、海外当局との連携や市場関係者との意見交換など、市場規律の強化に向けた取組についても積極的に実施した。

さらに、ITの進展等に伴う取引の高速化や複雑化、新たな金融商品・取引の開発が進んでいる近年の市場動向を踏まえ、ITを活用し市場監視をより効果的・効率的に実施するため、市場監視のためのシステムの構築に向けた課題の検討及び当該システムにAIを導入するための実証実験を、外部事業者の知見も活用しながら実施した。

しかしながら、現在は市場監視におけるITの活用及び人材の育成のうち、市場監視におけるITの活用については、AIを導入した新たな市場監視のためのシステムの本格運用に向けた整備過程にあり、施策の目的に照らし合わせると、引き続き取り組むべき課題がある。

施策Ⅲ－２ 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施

【達成目標】

企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえた対応、IFRSの任意適用企業の拡大及び監査報告書の透明化に係る所要の内閣府令等の整備等、企業等による情報開示の質の向上のための制度・環境整備に取り組んだ。

また、有価証券報告書レビューや「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書の公表、IFIAARへの積極的な貢献・海外監査監督当局との連携強化、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて大手監査法人等が構築・強化した態勢の実効性の検証等、適正な情報開示、会計監査の確保のための取組を行った。

なお、EDINETの稼働率については、目標値である99.9%を確保した。

施策Ⅲ－３ 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

【達成目標】

市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

投資家と企業の建設的な対話の実効性向上に向け、「ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論を踏まえ、次回ステュワードシップ・コード改訂などを見据えた当面の課題について、検討の方向性を示す意見書（「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」）を公表した。

資産運用業の高度化に向けた環境整備を図る観点から総合的な検討・取組を進めるとともに、大手投資運用業者に対して、高度な業務運営態勢の確立に向けた課題等の検証・対話を進めた。

金融業の拠点開設サポートデスクで受け付けた相談に適切に対応した。

市場機能の強化に向けて、国債及び株式等の証券決済期間短縮化について、関係者と連携し、取組の支援を実施した。

日本取引所グループと東京商品取引所が統合に向けた基本合意を締結したことより、今後、総合取引所の実現に向けた検討がより具体的に進展することとなった。

市場インフラの安定性確保等に向けて、各種法令の改正作業を行うとともに、店頭デリバティブ取引情報及び増減要因分析の公表を行った。

全銀協TIBOR運営機関による指標算出業務の状況や日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合等に係る市中協議の状況について適切にフォローアップを実施した。

(横断的施策)

施策1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応

【達成目標】

デジタル化の進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しつつ、イノベーションが促進しやすい環境を整備しつつ、利用者利便の向上を図ること

【目標達成度】 A (目標達成)

【達成度の判断根拠】

IT技術の進展等の環境変化に対応していくため、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」において、検討を進めており、議論が収束したものから取りまとめる観点から、31年1月に「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」を公表し、31年3月に関連法案を国会へ提出した。また、令和元年7月に「「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告〈基本的な考え方〉」を取りまとめた。

また、全銀協や関係省庁等と連携して、XML電文への全面的移行に向けた取組や、オープンAPI導入に向けた取組を進めた（なお、オープンAPIを導入した金融機関数については、31年3月末時点で目標は達成）。

イノベーションを促進するため、FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブで受け付けた相談への適切な対応、FinTech Innovation Hubのヒアリングによる最新トレンド・状況の把握を行った。

金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施など、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組を行った。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行され、オンラインで完結する本人確認方法が追加された。

施策2 業務継続体制の確立と災害への対応

【達成目標】

大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図ること

東日本大震災、平成 28 年熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨による被災者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興に資すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融庁の業務継続計画等について、その実効性を検証したほか、政府防災訓練に参加するとともに、同計画等の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練や関係機関との合同訓練等を実施した。

また、東日本大震災、平成 30 年 7 月豪雨、北海道胆振東部地震等への対応として、個人版私的整理ガイドライン及び自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報を実施したほか、東日本大震災事業者再生支援機構の活用を促した。さらに、被災者からの金融機関との取引に関する相談等を受け付けるため、平成 30 年 7 月豪雨金融庁相談ダイヤル等の専用相談ダイヤルを設置した。

しかしながら、金融庁の業務継続計画等について、業務継続体制の充実・強化を図るためにさらに実効性の高い取組を行う必要があり、引き続き取り組むべき課題がある。

施策 3 その他の横断的施策

【達成目標】

世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化により、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること

基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

G20 議長国として金融システム上の国内外共通の新たな課題の解決に向けた経験や知見の共有に取組んだ。また、英国のEU離脱に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、英国・欧州当局に働きかけを行うとともに、アジア新興国等に対する技術支援の強化等を行った。

また、30 年 6 月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」についても、当該計画に基づき、重点項目として掲げた各取組を着実に推進した。

(金融庁の行政運営・組織の改革)

施策1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化

【達成目標】

金融庁のガバナンス改善等を通じた金融行政の質の向上

【目標達成度】 A (目標達成)

【達成度の判断根拠】

金融行政の質を不断に向上させていく観点から、「平成30事務年度 変革期における金融サービスの向上にむけて～実践と方針～」を踏まえ、有識者からの提言・外部からの意見等の金融行政への継続的かつ的確な反映方法の検討を行った。

また、金融庁の施策等の内容について、タイムリーかつ正確な情報発信を行うとともに、様々なチャネルを通じた情報発信にも努めた。金融庁 Twitter フォロワー数に着実な増加が見受けられるほか、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は昨年度と比べ増加した。

金融行政の参考となる調査研究を実施し、その分析等の成果物を金融庁金融研究センターのウェブサイトで公表するとともに、コンファレンス、勉強会等を開催し、産・官・学のより一層のネットワーク強化を図った。

職員による自主的な政策提言活動の枠組み(オープンラボ)を設置し、職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充した。

施策2 検査・監督の見直し

【達成目標】

金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善すること

【目標達成度】 B (相当程度進展あり)

【達成度の判断根拠】

検査・監督基本方針を踏まえ、各分野(健全性政策、コンプライアンス・リスク管理、IT

ガバナンス（案）について「考え方と進め方」を公表したほか、検査・監督の品質管理の仕組みの整備を進めることにより、効率的かつ有効な取組みを推進した。

しかしながら、検査・監督の手法の見直しについて引き続き検討している分野別の「考え方と進め方」があるなど、取り組むべき課題がある。

施策3 金融行政を担う人材育成等

【達成目標】

職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

組織文化の変革のために必要な人事改革（360度評価研修の対象拡大、専門分野ごとの人材育成プランの策定等）やコミュニケーション活性化等のための取組（業務単位の少人数グループ化や1on1ミーティングの導入、長官が定期的に職員に向けて意見発信する「Tone at the top」、職員と幹部が直接意見交換する「タウンミーティング」等）が着実に進展した。